

保護者 様

熊本市立本荘小学校長 蓮本 恒知

学校徴収金納入額・学校給食費決定通知書の配付について

昨年から準備をしてきました学校徴収金および給食費の徴収が始まります。教育委員会から、それぞれの決定通知書がきましたのでお届けします。

熊本市の小中学生が約6万人いますが、それぞれが2つの口座登録をすることになりましたので、かなり大変な作業だったようです。学校でも間違いがないよう、チェックを重ねてまいりましたが、軌道にのるまではご迷惑をおかけすることもあるかと思ひます。事情をおくみとりいただき、よろしくご協力ください。

それぞれ決定通知書をご確認ください。

令和2年6月12日

熊本市立 小学校 1年1組
様 保護者様

●名前の間違いはないですか？

熊本市立本荘小学校長 蓮本恒知

学校徴収金納入額決定通知書

今年度の学校徴収金の納入額を次の通り決定しましたのでお知らせします。
ご指定の口座より自動振替にて徴収させていただきます。つきましては下記に記載しています口座振替日の前日までに合計金額をご入金いただきますようお願いいたします。

科目	学校徴収金	納入方法	口座振替	問合せ番号
児童生徒氏名	様			

期別	納付期限	合計金額
第1期	令和2年6月29日	6,700円
第2期	令和2年9月28日	6,000円
第3期	令和2年12月28日	2,200円
年間合計		14,900円

●実際の支払額
合計金額+手数料です

※振替金額について
振替金額は、合計金額に振替手数料がかかります。口座振替：70円 コンビニ納付：93円
なお、1円でも不足がありますと、口座振替ができません。
口座振替ができない場合も振替手数料はかかってしまいますので、振替日前日までに残高確認をしていただき、当日の残高にはご注意ください。
※第2期以降で、学校徴収金の徴収金額が変更となる場合は、学校よりお知らせします。
※口座振替となる口座の確認は、保護者用控えをご確認ください。

※ 学校徴収金に関するお問い合わせは、下記をお願いいたします。
熊本市立 小学校 TEL: 096-

●納入方法

ここが「コンビニ払い」となっている場合は口座振替ができません。コンビニ払いになっている理由としては

- ①コンビニ払いを希望した。
- ②途中転入等で、振替依頼書を出していない。
- ③4月末までに手続きが完了していない（振替依頼書の印鑑相違など）

が考えられます。

①②の方で、口座振替を希望される場合は、事務室へご連絡ください。

③の方は手続きが完了すれば口座振替になります（第2期は口座振替になると思ひます）。

●納入時期

昨年度までは、各学期末にいただいていたましたが、今年度からは各学期初めに予定額をいただきます。

教材費の納入がありませんと、場合によっては教材をお渡しすることができないこともあります。

速やかにお支払いください。

また休校の影響で金額が変更になる可能性もあります。その折は別途お知らせします。

お問い合わせは
本荘小学校 (364-2929)
事務室 松本まで

裏面：給食費です

必ずごらんください。

お知らせしたように給食費は熊本市が徴収・管理していくことになりました。このため給食費については熊本市長の名前で通知書がでています。

公のお金になりますので手数料はかかりません。決定額がそのまま支払額になります。

ただ、滞納が続きますと厳しい措置もあるようですのでお気をつけください。

様式第4号（第3条関係）

●名前の間違いはないですか？

令和2年6月12日

熊本市立 小学校 1年1組
保護者様

熊本市長 大西 一史

熊本市長

学校給食費決定通知書

令和2年度の学校給食費等について、次のとおり決定しましたので、熊本市学校給食費条例施行規則第5条第4項により通知します。

1 期別ごとの納付額

期別	決定額（変更前）	変更額（変更後）	納期限
第1期			
第2期	¥4,800		令和2年6月30日
第3期	¥4,800		令和2年7月31日
第4期	¥4,800		令和2年8月30日
第5期	¥4,800		令和2年11月2日
第6期	¥4,800		令和2年11月30日
第7期	¥4,800		令和3年1月4日
第8期	¥4,800		令和3年2月1日
第9期	¥4,800		令和3年3月1日
第10期			

2 納付方法
口座振替

3 その他

- 学校給食につきましては、コロナウイルスの影響により給食開始時期が6月となりました。つきましては、学校給食費の徴収時期を変更しました。
- この通知は、令和2年5月21日現在で作成しています。この日以降に、就学援助の認定決定を受けた場合、又は、生活保護の開始決定があった場合等は、認定決定日又は開始決定日以降の学校給食費の納付は不要です。納めすぎとなりました学校給食費は、還付します。還付手続等については、改めてお知らせします。

【お詫び】二つ折りのパンフレット「学校給食費についてのお知らせです」の内容に誤りがあったため、次のとおり訂正いたします。

2ページ目 下から6行目
(誤) ・口座振替日に残高不足等により口座振替が不能となった場合は、原則、次期口座振替日に再度振替を行います。
(正) ・口座振替日に残高不足等により口座振替が不能となった場合は、翌月中に納付書をお届けします。

郵送物発送の際は、次の「4」の住所にお送りすることになります。
他の住所に送付を希望される方は、お子さまの通学先の学校にご相談ください。

4 納付義務者

(お問い合わせ先)
熊本市教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課
〒880-8801 熊本市中央区手取本町1番1号
TEL: 096-323-2728 FAX: 096-323-3355

納付方法については、前頁と同様です。前頁でご確認ください。

口座振替ができなかった場合は、熊本市から直接郵送で納付義務者に通知が届きます。

- 住所
- 氏名

の間違いはないですか？

就学援助の申請について

コロナウイルスの影響で収入が減ったという理由で、特別に就学援助の申請を受け付けられます。詳しくは熊本市のホームページまたは学校におたずねください。

通常、就学援助の決定は前年の収入によってされますが、直近3ヶ月の収入で判断されるようです。

※長欠等で給食を止める場合は、熊本市長宛に「給食停止届」を出していただきます（口頭で停止は受け付けられません）。書面が学校に届いた翌日から数えて3日目から停止となります（月曜日に出したら木曜日から停止、休日は含みませんので金曜日に出したら水曜日から停止）

停止届を出したら「開始届」も忘れずに出してください。

給食に関する書類は学校のホームページに載せてあります。

※給食が停止した場合の精算は、第9期（3月）にまとめて行われます。